保健福祉政策審議会 資料4 令和7年11月12日 保 健 管 理 課

岡山市新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案)

令和8年〇月〇〇日 岡 山 市

内容

Maria Landa de la companya del companya del companya de la company	_
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	
第1節 感染症危機を取り巻く状況	
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	
第2章 市行動計画の策定と感染症危機対応	
第1節 市行動計画の策定	
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	
第3節 市行動計画改訂の目的	
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	8
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	9
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	12
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	15
第5節 対策推進のための役割分担	19
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	23
第1節 市行動計画における対策項目等	
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	
第1節 市行動計画等の実効性確保	
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第 l 章 実施体制	
第 2 節 初動期	
第 3 節 対応期	
第2章 情報収集・分析	
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第3章 サーベイランス	
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
第1節 準備期	42
第2節 初動期	44
第3節 対応期	45
第5章 水際対策	46
第1節 準備期	46
第2節 初動期	46
第3節 対応期	46

第6章 ま	:ん延防止	47
第1節	準備期	47
第2節	初動期	47
第3節	対応期	48
第7章 ワ	¹ クチン	49
第1節	準備期	49
第2節	初動期	51
第3節	対応期	52
第8章 医	療	54
第1節	準備期	54
第2節	初動期	55
第3節	対応期	56
第9章 治	治療薬・治療法	58
第1節	準備期	58
第2節	初動期	59
第3節	対応期	59
第10章	検査	60
第1節	準備期	60
第2節	初動期	62
第3節	対応期	64
第11章	保健	65
第1節	準備期	65
第2節	初動期	69
第3節	対応期	71
第12章	物資	76
第1節	準備期	76
第2節	初動期	77
第3節	対応期	78
第13章	市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	79
第1節	準備期	79
第2節	初動期	80
第3節	対応期	81
資料		83

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群 (SARS) やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和 2 (2020)年以降新型コロナウイルス感染症 (COVID19) (以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行 (パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生 そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、よ り万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症も想定される。 パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に 着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘ ルス・アプローチーの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するおそれもある。このため、AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減する観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現するものであり、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。大半の人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等により 大半の人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになる ことが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、感染性²が高く社会的影響の大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするために、国、県、市町村、指定(地方)公共機関、事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置(以下「まん延防止等重点措置」という。)、新型インフルエンザ等緊急事態措置(以下「緊急事態措置」という。)等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)である。

第2章 市行動計画の策定と感染症危機対応

第1節 市行動計画の策定

特措法が制定される以前から、国では、新型インフルエンザに係る対策に取り組んできた。平成17(2005)年に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じた「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定以降、数次の部分的な改定を行っている。

平成 21(2009)年の新型インフルエンザ (A/H1N1) 対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23(2011)年に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。併せて、新型インフルエンザ (A/H1N1) 対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24(2012)年4月に、特措法が制定された。

平成 25(2013)年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策 有識者会議中間とりまとめ」(平成 25(2013)年2月7日)を踏まえ、新型インフルエ ンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)を策定した。

本市では、特措法第8条の規定に基づき、平成26(2014)年12月に「岡山市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定した。市行動計画は、政府及び県がそれぞれ、特措法第6条及び第7条の規定に基づき作成する政府行動計画及び岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)との整合性を図りながら、新型インフルエンザ等の発生時において市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小になることを目的とした。以降、平成31(2019)年1月に一部改訂を行った。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元(2019) 年 12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和 2 (2020)年 1 月には我が国でも新型コロナの感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、県においても岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。同年2月には国において新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

同年3月、県内において初の感染者を確認し、その後も感染者の確認が続く中、特措法に基づく緊急事態措置の適用、医療提供体制の強化、まん延防止等重点措置の適用、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、市のみならず県全体の危機管理として新型コロナの対応(以下「新型コロナ対応」という。)を行った。

国内感染者の確認から3年余り経過した令和5(2023)年5月8日、新型コロナの感染症法上の位置付けが5類に移行し、同日に国は政府対策本部及び基本的対処方針を廃止し、県は岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての県民が、 様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験 は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、市全体の危機管理として社 会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機 は将来必ず到来するものである。

第3節 市行動計画改訂の目的

今般の市行動計画の改訂は、令和6(2024)年7月2日に新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ全面改定された政府行動計画や県行動計画と同様に、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

国では、令和5(2023)年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、

- ・平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- · 情報発信

が主な課題として挙げられた。

市においても、令和6年3月に「新型コロナウイルス感染症対応記録」をまとめる中で、市内発生初期から令和5年5月に5類感染症に移行するまでに経験した流行の波ごとに、課題等を整理した。主な課題は以下のとおりであった。

- 感染症動向の予測が難しく、業務のひっ迫状況に応じた体制強化を図ったが、患者 対応が追い付かない場面もあり、業務の効率化、省力化のためには保健所業務のデ ジタル化が必要
- 各種媒体を通じた感染防止の呼びかけ、陽性者数やクラスター発生状況等の感染状況を毎日公表したものの、状況が日々動いていく中で、市民にとってわかりやすい情報を簡便に提供できる仕組みが必要
- 感染症発生当初には、正確な情報と不確実な情報が混在したことなどにより、感染者、医療従事者やその家族に対する誹謗中傷や偏見が向けられる等感染症リスクコミュニケーションが重要な課題となる
- 感染の波が増減する中、市民生活を守るため、感染拡大防止と社会・経済・教育活動 などとの両立をどう図るか、市としてどう対応していくか

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、定期的な検討を行い、おおむね6年ごとに政府行動計画の変更を行うこととしており、市についても国の動向や県での取組状況等踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改訂を検討する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがり患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等 のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する とともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うこと により、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
 - 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・業務継続計画(BCP)の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市 民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

県行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとしており、市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、 人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済 に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき 対策を選択し決定する。

- 発生前の段階(準備期)では、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンの流通体制の整備、市民に対する啓発や市・企業による業務継続計画(BCP)等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。

○ 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、患者の入院措置や 抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者 に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした様々な対策を講ずる。

- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、 過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを 念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評 価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数 等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の 進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを 行うこととする。
- 県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 (対応期) では、国、県、 市町村、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の 維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況 に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。 したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把 握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、県は国と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるよう にし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(対応期)では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ 等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者におけ る業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬 等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待 されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはも ちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施す ることについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、県、市及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や県民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ①特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型 コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつ つ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ②病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分 (準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成と する。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○ 初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が 設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や 病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピ ードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期(B)
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

○ 対応期:封じ込めを念頭に対応する時期(B)

政府対策本部、岡山県新型インフルエンザ等対策本部(以下、「県対策本部」という。)の設置後、市においても、岡山市新型インフルエンザ等対策本部(以下、「市対策本部」という。)を設置する。市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、市は、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)。

○ 対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D) 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や 感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回る ことにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、 ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期 の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定され る。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府 行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務計画に基づき、県等と、相互に連携協力 し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、 次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制の確立を可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

- (ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理 将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者 間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- (イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備 初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国 内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させると ともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるよ うに体制整備を進める。また、全庁的な対応を進める。
- (ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善 感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関 係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なもの とするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備 えについて不断の点検や改善を行う。
- (エ) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え 感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実 を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミ ュニケーション等について平時からの取組を進める。
- (オ) 負担軽減や情報の有効活用、国や県との連携等のための DX の推進や人材育成等 保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国や県との連携の円滑化等を図 るための DX の推進のほか、人材育成、国と県、市町村との連携等の複数の対策項 目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。
- (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活 及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康で あることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組 により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、 市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよ う対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、 平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には岡山市感染症予防計画及び岡山県感染症予防計画(以下「県予防計画」という。)、岡山県保健医療計画(以下「県保健医療計画」という。)に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、 ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタ イミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。併せ て、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定 める。

(エ)対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から 感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して 普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報 提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた 情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等 重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かり やすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、 リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ること を基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受ける社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて 様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエン ザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや 治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講 ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずる ものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる 医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

国は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市は避難所施設の確保等を進めることや、県とともに、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備等を進めることとしている。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県や国と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)及び 閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(以下「関係省庁 対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、 対策を強力に推進する。

その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、 自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域におい て関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関

し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組において、県は、保健所を設置する市(以下「保健所設置市」という。)、 感染症指定医療機関等で構成される都道府県連携協議会(岡山県においては、岡山県感 染症対策委員会がその役割を担う。)を通じ、予防計画等について協議を行うことが重 要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。こ れらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエン ザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活 支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基 づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の 市町村と緊密な連携を図る。

また、保健所設置市として、感染症法において、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

市は、県とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画(BCP)の策定及び岡山県感染症対策委員会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保する ため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外 来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、 新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策 を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策 等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施す るよう努める。

(8) 市における実施体制

新型インフルエンザ等の発生前においては、新型インフルエンザ等対策連絡会議を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進する。さらに、保健福祉局をはじめとした関係部局においては、県及び周辺市町村や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が設置された場合は、県に おいては県対策本部が設置されるが、市においても市長を本部長とする市対策本部を 感染状況等を踏まえて設置し、全庁一体となった対策を推進する。

また、必要に応じて、感染症の専門家等の意見を聴取し、適切に対応を図る。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

本市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市及び関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の 13 項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- 图 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ① 検査
- ① 保健
- ① 物資
- ③ 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

本市行動計画の主な対策項目である 13 項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。このため、以下に示す①から⑬までの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民の社会経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

国、県、市、医師会等の専門職能団体、医療機関、社会福祉施設、消防機関、国立健康危機管理研究機構(Japan Institute for Health Security)(以下「JIHS」という。)等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

このため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげることで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康の保護、市民生活及び市民の社会経済活動への影響の最小化を図る。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据 えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク 評価を行うことが重要である。

このため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげる。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動 向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

このため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげる。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等(以下「偽・誤情報」という。)が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分

配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する 理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方 を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、国は、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保することとしている。

このため、市においても平時から国や県、医療機関等と連携を強化する必要がある。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の 具体的な体制や実施方法について準備をする必要がある。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の 生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害 を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な 要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最 小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、県の予防計画及び保健医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

このため、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、県と連携し感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力し、その後国から示される情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、県及び医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。さらに、抗インフルエンザウイルス薬について、国の備蓄方針を踏まえながら、計画的かつ安定的に備蓄する。

① 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん

延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

① 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。 その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時において県が行う総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から県と連携し主体的に対策を講ずる必要がある。

保健所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握による情報提供・共有まで、効果的な新型インフルエンザ等対策を実施する上で重要な役割を担う。

保健所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の 患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、等の業務負荷の急増が想定さ れる。このため、市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエン ザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・ 省力化を行う必要があり、これらの取組において国及び県と連携しながら、地域にお ける新型インフルエンザ等対策を推進する。

① 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとす

る関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

このため、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとと もに、感染症対策物資等の需給状況の把握のために必要な体制を整備する。また、新 型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、医療機 関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

さらに、個人防護具が不足する場合は、国に医療機関等に対し必要な個人防護具の 配布を行うよう県を通じて要請する等、更なる対策を講ずる。

③ 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、 市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、市は県と共に、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等 に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(3)複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の3つの視点は、本市行動計画における複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

I. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に 立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる 人材を確保することも重要である。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる医師や看護師等の中核となる専門性の高い人材を育成し、確保することは極めて重要である。 なお、人材の育成については、JIHS が厚生労働省の委託を受けて実施している「実地疫学専門家養

成コース(FETP)」等や厚生労働省が「感染症危機管理専門家(IDES)養成プログラム」等を実施している。

これらの人材育成のコースやプログラムの修了者等も活用しつつ、感染症対策を始め、公衆衛生や疫学の専門家等の養成を地域で進め、キャリア形成を支援するほか、地方公共団体における感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保及び育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。

また、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の 実施、県環境保健センターの感染症対策に平時から連携を強めることや、新型インフ ルエンザ等の発生時に全庁で対応体制を構築するための研修や訓練等の取組、日頃か らの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

さらに、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者 (DMAT、DPAT 先遣隊及び災害支援ナース) について、医療法に位置付けられたことも 踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、 人員の確保等に継続的に取り組む必要がある。併せて、新型インフルエンザ等の発生 時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT」 について地域保健法 (昭和 22 年法律第 101 号) に位置付けられたことを踏まえて、 支援を行う IHEAT 要員の確保や育成等に継続的に取り組む必要がある。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等のノウハウや知見の活用も行いつつ、必要な研修や訓練、人材育成に取り組むべきである。

また、地域の医療機関等においても、県、市や関係団体等による訓練や研修等への参加により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

Ⅱ. 関係機関との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国、県、医師会等の専門職能団体、医療機関、社会福祉施設、消防機関、JIHS等関係機関との連携は重要であり、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、関係機関との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は、県や他市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、地方公共団体間の広域的な連携について平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、

感染症危機の際に新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・ 分析等が求められており、平時から県及び関係機関との連携体制やネットワークの構 築に努める。

また、県、市が新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行うためには、国及び県から共有される情報を適切に取り扱うことも重要である。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から関係機関との意見交換を進め、 新型インフルエンザ等の発生時に実施する対策に適切に反映することが重要である。 また、関係機関と共同して訓練等を行い、連携体制の不断の確認及び改善が重要であ る。

Ⅲ. DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握 や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携 強化が期待できるほか、研究開発等へのデータの利活用の促進により新型インフルエ ンザ等への対応能力の向上に大きな可能性がある。新型コロナ対応を踏まえ、新型イ ンフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力の向上を目指し、医療 DX を含め、感染 症危機対応に備えた DX の推進が不可欠である。

DX 推進の取組として、国は、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めるとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤の整備が重要であるとしている。また、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けた検討を進めることとしており、市においても国及び県と連携しつつ、取組を推進することが重要となる。

さらに、DX 推進に必要となる、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進める。

各取組の推進においては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮し、市民一人一 人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画等の実効性確保

(1) EBPM (エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング) の考え方に基づく政策の 推進

市行動計画等の実効性を確保し、新型インフルエンザ等への対応をより万全にする ため、新型インフルエンザ等対策の各取組をできる限り具体的かつ計画的に実施する ことが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全にするための手段 であり、継続して備えの体制を維持及び向上させることが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、自然災害等への備えと同様 に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えにつながるよう、 訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげることが極めて 重要である。市は、訓練の実施や参加、点検、改善が関係機関で継続的に取り組まれ るよう、働きかけを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況や対応状況、予防計画や保健医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、所要の措置を県行動計画の実効性を確保するための取組等講ずることとしている。また県においても同様に適時適切に所要の措置を講ずるとしている。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

なお、国は、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、対応経験を基に政府行動計画等の見直しを行

うこととしており、県も同様としていることから、市においても見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び岡山県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。国やJIHS、 県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や県環 境保健センターにて試験検査を行う職員の人材の確保や育成に努める。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、市及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ 等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、市及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

- 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置
 - ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が岡山県新型インフルエンザ等対策本 部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検 討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
 - ② 市は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

- 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応
 - ① 市は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、県を通じて国に対し、職員の派遣を要請する。
 - ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
 - ③ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

- 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制
- 3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

1-1. 実施体制

市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。

1-2. 人員の確保

市は、有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、市と試験検査を共同で行う県環境保健センターへの平時の職員派遣や有事想定の実践型訓練への参加を通して人員の確保や配置に努める。人員の配置に当たっては、検査を実施する技術職員のみならず、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う情報系専門人材等を含め検討する。

第2節 初動期

2-1. リスク評価

2-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

市は、国及び JIHS が行うリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。

2-2. 情報収集・分析から得られた情報の公表

- ① 市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報に ついて、住民等へ分かりやすく提供・共有する。
- ② 市は、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

3-1. リスク評価

3-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

市は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、国、検疫所、JIHS 及び県からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。

3-1-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

市は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。

3-2. 情報収集・分析から得られた情報の公表

- ① 市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報に ついて、住民等へ分かりやすく提供・共有する。
- ② 市は、情報等の公表を行うに当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

1-1. 実施体制

市は、感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備を行う。

1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。
- ② 市は、国及び JIHS 等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。
- ③ 市は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、国及び JIHS 等と連携し、 家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型 インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染した おそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共 有を速やかに行う体制を整備する。

1-3. 人材育成(研修の実施)

市は、国(国立保健医療科学院を含む。)や JIHS 等で実施される感染症対策等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FETP-J)、感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業等に、保健所の職員等を積極的に派遣するとともに、市が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図る。

1-4. DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進

市は、令和4年感染症法改正により、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届及び退院等の提出を促進する。

1-5. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

① 市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応

じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、住民等へ 分かりやすく提供・共有する。

② 市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

第2節 初動期

2-1.リスク評価

2-1-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

市は、県環境保健センターと連携して、新型インフルエンザ等に感染したおそれ のある者から採取した検体について亜型等の同定を行う。

2-2. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、住民等へ分かりやすく提供・共有する。
- ② 市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

- 3-1. リスク評価
- 3-1-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向 等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。

3-1-2.リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、国及び県、JIHSと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏ま えたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況や リスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。

- 3-2. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表
 - ① 市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。
 - ② 市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

- 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有
- 1-1-1. 市における情報提供・共有について

市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす 役割は大きい。市においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及 び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公 共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有が、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

1-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、有事における円滑な連携のため、当該情報連携について具体的な手順をあらかじめ両者で共有する。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

1-1-4. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

1-1-5. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関する

リテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発 を行う。

第2節 初動期

- 2-1. 情報提供・共有について
- 2-1-1. 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、県及び他の市町村 等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制 を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施し、必要に応じて県へ情報提供・共有することとする。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、科学的根拠が不確かな情報や、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

- 3-1. 情報提供・共有について
- 3-1-1. 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、県及び他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制 を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを継続 する。

- 3-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について 市は、住民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスク コミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を継続する。
- 3-2. 基本的方針
- 3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

第5章 水際対策

第1節 準備期

1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

国は、検疫法に基づく隔離、停留や施設待機で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関と協定を締結することとしており、市は、県と協力して円滑に入院等を行うことができるよう連携して対応する。

1-2. 検疫所等との連携

市は、有事に備えた訓練の実施等を通じて、平時から検疫所や医療機関との連携を強化する。

第2節 初動期

2-1. 国、県との連携

市は、国や県と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。

2-2. 検疫所等との連携

市は、検疫措置の強化に伴い、検疫所、医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等の検査を実施するため、検査体制を速やかに整備する。

第3節 対応期

市は、初動期の対応を継続するとともに、国内外における感染拡大の状況等をふまえ適時適切に対応を行う。

第6章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的 な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、 感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から市民の理解促進を図る。

第2節 初動期

- 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備
 - ① 市は、国や県と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認を進める。

また、市は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等 に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。

② 市は、国や県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

3-1. まん延防止対策の内容

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

市は、国や県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請等)等の措置を行う。また、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

3-1-2-1. 外出等に係る要請等

市は、県が、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請に必要な協力を行う。

また、市は、まん延防止等重点措置として、県が行う、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請に必要な協力を行う。

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

市は県と連携し、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、 人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の 活用等の取組を勧奨する。

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. まん延防止のための措置の要請

市は、県が必要に応じて、営業時間の変更や休業要請等のまん延防止等重点措置 又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する 検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を 講ずることを要請することに協力する。

3-1-3-2. その他の事業者に対する要請

市は、国や県からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が 集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

第7章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. 研究開発

1-1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

国等と連携し、必要に応じて、大学等の研究機関を支援するとともに、国等が育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。

1-2. ワクチンの供給体制

市は、県や医師会等と連携し、ワクチンの円滑な供給体制を構築するよう努める。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

- ① 市は、国が定める基準に該当する事業者の登録業務に協力する。
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、 集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

1-3-3. 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための 準備を行う。

- (ア) 市は、国及び県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やか にワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国 の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の市町村における接種を 可能にするよう取組を進める。

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等 と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期 の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 市民への対応

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等に加え、国や県から情報提供・共有された、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・摂取体制、接種対象者、接種順位のあり方等の基本的な情報や、接種に係る差別等の防止について、ホームページや SNS 等を通じて啓発を行い、市民等の理解促進を図る。

1-5. DX の推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、 また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種 対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等 のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1.接種体制の準備

市は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した、接種の優先順位の 考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

2-1-2. 早期の情報取集

市は、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国及び県から収集する。

2-1-3. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。 また、効率的な接種の観点から、県が広域的な接種の実施体制の構築について検 討及び調整を行う場合、必要な協力を行う。

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、 県及び市は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制 を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が 得られるよう必要な支援を行う。

2-2-2. 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している 業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署 も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

3-1. ワクチン等の流通体制の確認

市は、県が構築するワクチンの流通体制を確認する

3-2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

- 3-2-1. 特定接種
- 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

市は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した 接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて所管する施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

市は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行う等対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種状況、接種日程、会場、副反応 疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種 に係る有効性、安全性に関する情報について市民への周知・共有を行うとともに、 接種に係る差別等の防止について市民への周知・共有を行う。

第8章 医療

第1節 準備期

1-1. 基本的な医療提供体制

県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、県内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、市民等に対して必要な医療を提供する。市は下記 1-1-1 の相談センターを開設する役割を担う。

1-1-1. 相談センター

市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。

1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。
- ② 市は、県と協力して民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に周知を行う。

1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ① 市や医療機関等は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。
- ② 市は、本庁において速やかに感染症有事体制に移行するための、保健所に限らない全庁的な研修・訓練を行う。その際、本庁が主体となり、多様な機関(医療機関や民間検査機関など)に対して訓練の参加を促進する。
- ③ 市は、訓練の機会を捉え、有事の際の速やかな初動体制を確立するため、例えば、平時から整備している連絡体制を確認する情報伝達訓練等を実施する。

1-4. 都道府県連携協議会等の活用

市は、岡山県感染症対策委員会において関係機関と協議した結果を踏まえ、予防計画策定・変更する。

第2節 初動期

2-1. 医療提供体制の確保等

市は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、県と連携して予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。

2-2. 相談センターの整備

- ① 市は、国からの要請を受けて、有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、 感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。
- ② 市は、国からの要請を受けて、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、市民等に周知を行う。
- ③ 市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。
- ④ 市は、状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、相談センターの対応人数、開設時間等を調整する。また、対象者以外からの電話への対応窓口として、一般的な相談に対応するコールセンター等を別途設置するなど、相談センターの負担を減らす。

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

市は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、 発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、市 民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適 正利用について周知する。

- 3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築
- 3-2-1. 流行初期
- 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、 感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置 協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、 準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。

3-2-1-2. 相談センターの強化

- ① 市は、国からの要請を受けて、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談(受診先となる発熱外来の案内を含む。)を受ける相談センターの強化を行う。
- ② 市は、国からの要請を受けて、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、市民等に周知を行う。
- ③ 市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。

3-2-2. 流行初期以降

- 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等
 - ① 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、県と連携し、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。
 - ② 市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。

3-2-2-2. 相談センターの強化 上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

- 1-1. 治療薬・治療法の研究開発の推進
- 1-1-1. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

国は、大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行うとしており、市は大学等の研究機関を必要に応じて支援する。

また、市は、国と連携し、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。

- 1-2.治療薬・治療法の活用に向けた整備
- 1-2-1. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及び JIHS が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、県と連携して医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。

第2節 初動期

- 2-1. 治療薬・治療法の活用
- 2-1-1. 治療薬の流通管理及び適正使用

市は、国及び県と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。

2-2. 抗インフルエンザウイルス薬の使用(新型インフルエンザの場合)

市は、国や県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等への移送に必要に応じて協力する。

第3節 対応期

- 3-1. 治療薬・治療法の活用
- 3-1-1 治療薬の流通管理

市は、引き続き、国及び県と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる 新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、流通状況を 調査し、過剰な量の買い込みをしない等、適正な流通を指導する。

第10章 検査

第1節 準備期

1-1. 検査体制の整備

- ① 市は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、 検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。
 - また、市は、医療機関等において、検体の採取のみを行った場合に、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行えるよう、準備期から体制の整備に努める。
- ② 市は、予防計画に基づき、県環境保健センターや検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。

1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 市は、予防計画に基づき、県環境保健センターや検査等措置協定締結機関等に おける検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速 やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。
- ② 市は、県環境保健センターへの支援のため、平時からの検査試薬等の備蓄や、 検査機器の稼働状況の確認や検体の搬送を含む訓練を行う。新型インフルエンザ 等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者 からの相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する 必要があることから、当該状況における当該者の動線を想定した訓練を実施する。
- ③ 市は、県環境保健センターと連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えて平時から体制構築を図るため、検査機器の整備や試薬の確保、検査部門の人員確保、 JIHS 等のネットワークを活用した専門的人材の育成のほか、集団感染発生時等に対応可能な検査法の構築や訓練の実施など、平時から病原体の検査体制の強化を計画的に進めていくとともに、訓練等を通じた人材育成を行う。
- ④ 市は、有事において、速やかに体制を移行するため、感染症危機管理部局に限らない部署横断的な研修・訓練を行う。その際、関係する多数の機関(市、保健所等)に対して訓練の参加を促進し、県や市が主体となった連携訓練を行う。
- ⑤ 市は、県環境保健センターと連携し、訓練を通じて、検体搬送の体制の確認を 行うとともに、各担当の連絡窓口等の確認を行う。
- ⑥ 市は、感染症のまん延に備え、感染症法に基づく岡山県感染症対策委員会等を活用し、平時から保健所のみならず、管内の関係機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化するとともに、検査体制・方針等について関係機関と協議した結果等を踏まえ、予防計画を策定・変更する。

⑦ 保健所等は、県や市の検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。

1-3. 検査実施状況等の把握体制の確保

市は、管内の検査等措置協定を締結した機関に対し、検査実施機関名、検査実施可能数、検査実施数・検査結果(陽性数等)等の情報を効率的に収集し、管内の状況を把握することに努め、厚生労働省が整備する仕組みを活用し、電磁的な方法を活用して収集・報告を行う。

1-4. 研究開発支援策の実施等

1-4-1. 研究開発体制の構築

市は、厚生労働省が主導する検査法の研究開発について、管内の感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等、治験体制を整えることが可能な医療機関に治験への参加を呼び掛ける等臨床研究の実施に積極的に協力する。

1-4-2. 検査関係機関等との連携

市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

第2節 初動期

2-1. 検査体制の整備

- ① 市は、国からの要請を受けて、予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、県環境保健センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。
- ② 市は、予防計画に基づき、県環境保健センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。
- 2-2. 国内における核酸検出検査(PCR 検査等)の汎用性の高い検査手法の確立と普及
- 2-2-1. 検体や病原体の入手及び検査方法の確立

市は、県環境保健センターと連携して、検査等措置協定締結機関等に対し、検査マニュアルや入手した PCR プライマー等を基に、PCR プライマー等及び試薬等の病原体の検査情報を提供する。

2-2-2. 検査体制の立上げと維持

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を踏まえて検査体制を構築する。
- ② 市は、国の支援や市にて確保した PCR 検査機器等を活用し、検査等措置協定締結機関を中心に、初動期における検査需要に対応可能な検査実施能力を順次確保する。
- ③ 市は、検査等措置協定機関を含む検査実施機関の検査実施能力を把握するとと もに、民間検査機関や医療機関に対して PCR 検査機器等の整備が確保できるよう 支援し、検査実施能力を強化し、感染拡大時の検査需要に対応できるよう努める。

2-2-3. 検査方法の精度管理、妥当性の評価

- ① 市は、県環境保健センターと連携し、病原体の適正な管理や検査の精度管理の 推進により、病原体検査の信頼性を確保するよう努める。
- ② 市は、県環境保健センターと連携し、検査実施機関等の検査能力及び精度管理の向上に向け、検査実施機関等に対して情報を提供するとともに、研修等による技術的指導を行う。

2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

市は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

3-1. 検査体制

- ① 市は、予防計画に基づき、県環境保健センターや検査等措置協定締結機関等に おける検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況 について定期的に国へ報告する。
- ② 市は、管内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築する。
- 3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

3-3. 診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整

市は、厚生労働省が緊急承認・特例承認等により活用可能とした診断薬・検査機 器等について関係者に周知し、円滑に活用できるよう体制を整備する。

3-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

市は、国民生活・国民経済との両立を目的とする検査の利活用について、国が示す検査実施の方針を参考にしながら、地域における検査キャパシティの状況や、地域における当該検査の実施ニーズ等を考慮して県と協議し、実施の判断を行う。

第11章 保健

第1節 準備期

1-1. 人材の確保

市は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT 要員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 市は、国からの要請を受けて、予防計画に定める保健所の感染症有事体制(保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT 要員の確保数)の状況を毎年度確認する。
- ② 市又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における市、及び保健所の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICT や外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 市は、国からの要請を受けて、保健所の感染症有事体制を構成する人員(IHEAT 要員を含む。)への年1回以上の研修・訓練を実施する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所の人材育成に努める。また、保健所を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。
- ③ 市は、保健所に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、 感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危 機への対応能力の向上を図る。

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所のみならず、消防機関等の関係機関、医師会等の専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について県と協議し、その結果を踏まえ、市は、予防計画を策定・変更する。なお、

予防計画を策定・変更する際には、市が作成する市行動計画、県が作成する医療計画及び予防計画、並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。

また、有事に、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、県や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

1-4. 保健所等の体制整備

- ① 市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の 収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情 報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整 の仕組みを構築する。また、保健所における交替要員を含めた人員体制、設備等 を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等 の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や他の市の協力を活用しつつ健康観 察を実施できるよう体制を整備する。
- ② 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT 活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。

また、訓練結果の評価を踏まえて健康危機対処計画の見直しを行う。

- ③ 保健所等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、 検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び 研究の充実、JIHS 等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適 切な対応を行う体制の整備等を図る。
- ④ 保健所等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHS と連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国、県及び市と協力して検査体制の維持に努める。
- ⑤ 保健所等は、平時から県及び市の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が 滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。
- ⑥ 市及び保健所等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性 インフルエンザや新型コロナ等の流行状況(病原体ゲノムサーベイランスを含 む。)を迅速に把握する体制を整備する。
- ⑦ 市及び保健所は、県と連携し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用

し、協定締結医療機関の協定の準備状況(病床確保·発熱外来等の措置内容確認、 研修・訓練等、各物資の備蓄状況等)を把握する。

- ⑧ 市及び保健所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。
- ⑨ 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

1-5. DX の推進

市及び保健所等は、感染症サーベイランスシステムによる感染者数の把握、健康 観察(本人からの報告及び保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架 電を含む。)や、医療機関等情報支援システム(G-MIS)による医療機関の病床の 稼働状況、医療スタッフの状況、受診者数の把握等について、平時から研修・訓練 等により活用方法を習得しておく。

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民住民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。
- ③ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- ④ 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

- ⑤ 保健所は、県環境保健センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を 行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての 情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。
- ⑥ 保健所に寄せられる市民の相談等は、感染症危機の発生を探知する契機となる ことも少なくないことから、保健所は、平時から市民からの相談に幅広く応じる ことを通じて、情報の探知機能を高める必要がある。
- ⑦ 保健所等は、市民が感染症に関する正しい認識を持つように情報提供するとと もに、感染症発生時における広報体制について、事前に本庁と役割を整理する。
- ⑧ 保健所は、病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。また、施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促していくことが重要である。

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 市は、国からの要請や助言を受けて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制(保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT 要員の確保数)及び県環境保健センターの有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の(ア)から(オ)までの対応に係る準備を行う。
 - (ア) 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応(入院勧告・措置 や積極的疫学調査等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛 要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)
 - (イ) 積極的疫学調査等による、集団感染(クラスター)の発生状況の把握
 - (ウ) IHEAT 要員に対する市が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請
 - (エ) 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率 化
 - (オ) 県環境保健センター、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検 査機関等の検査体制の迅速な整備
- ② 市は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び県環境保健センターの有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、本庁からの応援職員の派遣、市に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。
- ③ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、県及び本庁と連携して感染症有事体制 を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原 性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、 感染症有事体制への移行の準備を進める。
- ④ 市は、JIHS による県環境保健センター等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。
- ⑤ 保健所等は、健康危機対処計画に基づき、県及び本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。
- ⑥ 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発につい

て、積極的に協力する。

2-2. 市民への情報提供・共有の開始

- ① 市は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等 や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につな がるよう周知する。
- ② 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、 Q&A の公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速や かな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを 行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。
- 2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

市は、政府行動計画第3部第3章第2節(「サーベイランス」における初動期) 2-2-1 で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等 に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健 所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、 感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院につい て協力を求める。

3-1. 有事体制への移行

- ① 市は、庁内からの応援職員の派遣、IHEAT 要員に対する応援要請等を遅滞なく 行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、試験検査を共同で行う県環 境保健センター等の検査体制の速やかな立ち上げに協力する。
- ② 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

3-2. 主な対応業務の実施

市、保健所等は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。

3-2-1. 相談対応

- ① 市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託等の民間人材の活用や県との連携について検討する。
- ② 市は、症例定義に該当する有症状者は、まず相談センターに電話により問い合わせること等をインターネット、ポスター、広報等を活用し、市民等に広く周知する。

3-2-2. 検査・サーベイランス

- ① 市は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、県環境保健センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。
- ② 保健所は、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が 十分に拡充されるまでの間は、県環境センターと連携し、必要な検査を実施する。 また、JIHS との連携や県環境保健センターと連携し国内の新型インフルエンザ 等に係る知見の収集、JIHS への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異 株の状況の分析、県や本庁等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結してい る民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域に おけるサーベイランス機能を発揮する。
- ③ 市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動

向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。

- ④ 市は、流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで)において、以下(ア)から(ウ)までに記載する対応により検査体制の立ち上げを行う。
 - (ア) 市は、国が決定した検査実施の方針や、地域の流行状況等の実情を踏ま えるとともに、予防計画に基づき検査体制を拡充するため、県環境保健セ ンターや検査等措置協定締結機関等における検査実施可能数、検査実施数 等の状況を把握する。
 - (イ) 市は、管内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築する。
 - (ウ) 市は、流行初期以降(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の 公表後おおむね1か月以降)において、安定的な検査・サーベイランス機 能の確保のため、病原体の特徴や性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、 流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえなが ら、地域の実情に応じて検査体制を見直す。

3-2-3. 積極的疫学調查

- ① 市は、感染源の推定(後ろ向き積極的疫学調査)や濃厚接触者等の特定(前向き積極的疫学調査)を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する 集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。
- ② 市は、保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染(クラスター)への 対策等を行うに当たって、必要に応じて、JIHS に対して実地疫学の専門家等の派 遣を要請する。
- ③ 市は、流行初期以降(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。)においては、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

① 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、 医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関 等情報支援システム(G-MIS)により把握した協定締結医療機関の確保病床数、 稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤 感受性等)や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置 及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかでない場合は、市は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及び JIHS へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。

② 入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動にあたっては、必要に応じて民間の患者搬送等事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。

3-2-5. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が 判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染 性、薬剤感受性等)、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は 宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者 に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託を活用しつつ、定 められた期間の健康観察を行う。
- ② 市は、必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。
- ③ 市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、 感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所 の業務効率化・負荷軽減を図る。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等患者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムを活用して行う場合は、症状が急変した時に速やかに医療機関での受診が可能となるよう、あらかじめ当該患者に、体調悪化時の連絡先等を伝えておく。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等患者の症状の程度、地域の感染状況、病床使用率等を勘案し、やむを得ず自宅での療養を求めることとした時は、感染症サーベイランスシステムを活用した健康観察に加え、必要に応じて外部委託等も活用し架電等を通じて、直接健康状態を確認できるようにしておく。

3-2-6. 健康監視

① 市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ 等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。 ② 検疫所から通知があった時に行う健康監視(健康状態等の報告又は質問)について、体制等勘案して必要に応じて、市に代わって健康監視を実施するよう国に要請する。

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や 発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理 解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

① 市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び県環境保健センター等の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。

また、市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、庁内からの 応援職員の派遣、市に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行 う。

- ② 市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所における業務の効率化を推進する。
- ③ 市は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担 等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。
- ④ 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、 必要な物資・資機材の調達等を行う。
- ⑤ 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状 (病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

3-3-1-2. 検査体制の拡充

- ① 市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防 計画に基づき、検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。
- ② 県環境保健センターは、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。

③ 市は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。
- ② 市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、県とともに業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。
- ③ 市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や市の本庁、保健所等の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。
- ④ 市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

保健所等は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、県及び市の本庁等への情報提供・共有等を実施する。

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

第12章 物資

第1節 準備期

- 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等
 - ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ 等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状 況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための 個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。

1-2. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、県と連携して県の予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、保健医療計画の数値目標等を踏まえつつ有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物質等の備蓄・配置状況を確認する。
- ② 市は、県と連携して、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物質等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。
- ③ 市は、県と連携して、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物質等の備蓄・配置に努めるよう要請する。
- ④ 市は、県と連携して、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。
- ⑤ 市は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼びかける。

第2節 初動期

- 2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認
 - ① 市は、県と連携して、システム等を利用し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物質等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。
 - ② 市は、県と連携して、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。

2-2. 円滑な供給に向けた準備

- ① 国は、医療機関等において感染症対策物資等が不足する恐れがある場合等は、 感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量 を安定的に確保するよう要請することとしており、市は、県と連携して、必要に 応じて対応を行う。
- ② 市は、県と連携して、医療機関等において感染症対策物質等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物質等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しつつ必要量の確保に努める。
- ③ 国は、個人防護具について、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を行うこととしており、市は、県と連携して必要に応じて対応を行う。

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物質等の備蓄状況等の確認等

市は、県と連携して、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

3-2. 不足物資の供給等適正化

国は、県や協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等や生産事業者等への生産 要請等を踏まえてもなお、個人防護具不足する恐れがある場合等は、不足する地域 や医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行うこととしており、市は必要に 応じて対応を行う。

3-3. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、 国や県、市町村、指定(地方)公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

3-4. 緊急物資の運送等

県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である 指定(地方)公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。ま た、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者であ る指定(地方)公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要 請する。市は、必要に応じて県に協力する。

第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の 給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢 者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情 報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、第 12 章第 1 節(「物資」における準備期) 1-1 で 備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び 資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、 障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、 搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手 続を決めておく。

1-5. 火葬体制の構築

市は、火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。

第2節 初動期

2-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼びかけ

市は、県と共に、市民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。)の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-2. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じて国から要請があった場合は、火葬場の火葬能力の限界を超える 事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう 準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する 措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘル ス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬 炉を稼働させるよう要請する。
- ② 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- ③ 市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する 情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する 措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び社会経済 活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の 措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 市民生活及び社会経済活動の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

3-3. 市民生活及び社会経済活動両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 雇用への影響に関する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する 措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。

3-3-2. 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、国や県と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意しながら、必要に応じた支援を行う。

資料

用語	内容
医療機関等情報 支援システム (G- MIS)	G-MIS (Gathering Medical Information System の略) は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知 事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者 (新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症インテリ ジェンス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報(インテリジェンス)として提供する活動。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急 にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイ ランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療 機関	本県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染 症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染 症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るもの を指す。

感染症対策物資 等 	感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品(薬機法第2条 第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療 機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露する
	ことを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれら の物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフル	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年
エンザ	国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年
	の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を
	主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的
	な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機	感染症法第 36 条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医
関	 療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、
	「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を
	実施する。
業務継続計画	BCP は Business Continuity Plan の略。不測の事態が発生して
(BCP)	 も、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期
	間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣
	言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ
	急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、
	又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定
	に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期
	間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措
	置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民
	経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体
	並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により
	実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居

	宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施
	設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急承認	薬機法第 14 条の2の2第1項等に規定する医薬品、医療機器、体
	外診断用医薬品及び再生医療等製品(以下この項において「医薬品
	等」という。)の承認制度。国民の生命及び健康に重大な影響を与え
	るおそれがある疾病がまん延している状況等において、当該疾病の
	まん延その他の健康被害の拡大を防止するために緊急に使用され
	ることが必要な医薬品等であり、かつ、当該医薬品等の使用以外に
	適当な方法がない場合であって、当該疾病に対する効能又は効果を
	有すると推定される医薬品等を承認するもの。
緊急物資	特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の
	実施に必要な物資及び資材。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析する
	ことで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県
	知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑
	うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健
	康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第2項(同法第 34 条第1項の規定に基づく政令
	によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施す
	る場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15
	条の3第1項(感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令に
	よって準用する場合を含む。)の規定に基づき、都道府県知事
	又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等に
	ついて報告を求め、又は質問を行うこと。
	「健康監視」の用語は、政府行動計画等と整合させるために用いて
	おり、報告又は質問を行う際には、対象者のプライバシー等につい
	て十分配慮する必要がある。

健康危機対処	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示
計画	第 374 号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に
	進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。
	策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応
	について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全
	体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に
	基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行
	動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協	感染症法第 36 条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に
定	係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅 かつ適
	確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等
	と締結する協定。
検査等措置協	感染症法第36条の6に規定する検査等措置協定を締結している、
定締結機関等	病原体等の検査を行う機関(民間検査機関や医療機関等)や宿泊施
	設等を指す。
指定(地方)公	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規
共機関	定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医
	療、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点
	措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民
	の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済
	の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要がある
	と認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項
	の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエ	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同
ンザ等	条第8項に規定する指定感染症(感染症法第 14 条の報告に係るも
	のに限る。) 及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的
	かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
	 県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可
	能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、
L	L

	本用語を用いる。
新型インフルエ ンザ等感染症等 に係る発生等の 公表	感染症法第 44 条の2第1項、第 44 条の7第1項又は第 44 条の10 第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエ ンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、 その全国的かつ急 なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な 影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要 件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要の ある感染症(全数把握)について患者の発生の届出を行うもの。
ゾーニング	病原体によって汚染されている区域(汚染区域)と汚染されていな い区域(清潔区域)を区分けすること。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への 濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応 じるための電話窓口。
双方向のコミュ ニケーション	医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地域保健対策の 推進に関する基 本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の 円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関の みが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。

登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の
	定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフ	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対
ルエンザ等対策	策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施す
	る措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特
	 に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施
	行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国
	民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるとき
	に、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬
	品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、
	販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
	薬機法第 14 条の3第1項等に規定する医薬品等の承認制度。国民
מטיבינו ווין	の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病がまん延
	している状況等において、当該疾病のまん延その他の健康被害の拡
	大を防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品等であ
	へを防止するために素心に反角されることが必要な医薬品等であ って、外国(我が国と同等の水準の承認制度等を有している国とし
	て政令で定めるもの) での販売等が認められているものを承認する
	もの。
都道府県連携協	感染症法第 10 条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特
議会	別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指
	定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が
	設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型イン
	フルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメ	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
ーター	
パンデミックワ	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するため
クチン	に開発・製造されるワクチン。
1-	

身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きや すいハイリスク状態を意味する。
A C V I D V V WAR CHENK & O .
将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備
蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワク
チン。
新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型
インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイル
スに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造
されるワクチン。
医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提
供体制の確保を図るための計画。
新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点
措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件
に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間におい
て、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講
ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時
間の変更等を要請すること等が含まれる。
感染症法第6条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している
者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発
生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本
部の廃止までをいう。
感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める
感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情
報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要
な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な
関与者の相互作用等を重視した概念。
潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。

流行初期医療確 保措置	感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。
ワンヘルス・ア プローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、 関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
AMED	国立研究開発法人日本医療研究開発機構(Japan Agency for Medical Research and Development の略)。医療分野の研究開発及びその環境整備の中核的な役割を担う機関として、2015年4月に設立された国立研究開発法人。医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進、成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発のための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基づき、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等の業務を行う。
DX	Digital Transformation の略。ICT の浸透が人々の生活をあらゆ る面でより良い方向に変化させること。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。

IHEAT 要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が 保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。 DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から 数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
PHEIC	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (Public Health Emergency of International Concern の略)。具体的には、国際保健規則 (IHR) において以下のとおり規定する異常事態をいう。疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 潜在的に国際的対策の調整が必要な事態
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5 (2023)年5月8日に5類感染症に位置付けられた。